

# CISCO 機械のご購入条件

表記の機械のご購入条件は以下のとおりです。

## 第1条 機械の据付および引渡し

1. 日本情報通信株式会社(以下「NI+C」といいます。 )は表記の機械について、お客様に納品するものとします。
2. 機械の出荷日の翌日から 10 日間を検収期間とし、お客様は、この検収期間中に検収を行います。検収期間中に機械の据付と検収を行います。機械の引渡日は検収期間の終了日となります。

## 第2条 支払条件

1. ご契約金額には消費税が別途加算されます。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。
2. お客様は請求書に基づき、表記条件に従い銀行振込の方法によって支払うものとします。尚、その振込手数料はお客様にて負担いただきます。
3. 前項に定める支払期日が経過してもお客様の支払いが行われない場合、お客様は、支払期日の翌日から当該支払を行う日まで年利 14.5 パーセントの割合による支払遅延利息を NI+C に支払うものとします。

## 第3条 危険負担および所有権

機械の引渡日後に生じた機械の滅失破損についてはお客様が負担します。また、各機械の所有権は、売買代金および諸費用が完済された時に、お客様に転じます。

## 第4条 機密情報

1. 本契約において「機密情報」とは、本契約に関連していずれかの当事者が相手方に対し、①機密と明記のうえ開示した情報、②口頭で機密と告げたうえで開示した情報のうち、開示後 14 日以内に文書により機密である旨を通知した情報を意味するものとし、「開示当事者」とは、本契約にもとづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとします。
2. 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後 5 年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある自社または「関連会社」の従業員以外には、開示または使用させないものとします。
3. 本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかかげる情報には適用されません。
  - (1) 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - (2) 独自に開発した情報
  - (3) 第三者から正当に入手した情報
  - (4) 受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
4. 受領当事者は、本契約が終了したときまたは開示当事者が請求したときはただちに、開示当事者の機密情報を含むすべての資料を返還または破棄するものとします。
5. 「関連会社」とは、次の各号にかかげるものをいいます。
  - (1) お客様または NI+C の議決権付株式または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している法人その他の団体
  - (2) 前号所定の団体が、議決権付株式または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している団体

## 第5条 解除等

1. お客様または NI+C は、相手方に次のいずれかに該当する理由が生じたときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。
  - (1) 相手方が本契約に基く債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
  - (2) 相手方が期間内に正当な理由なく本契約を履行する見込みがないと認めるとき
  - (3) 相手方が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産を申し立てたとき
  - (4) 相手方が自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受ける等、支払いを停止したとき
  - (5) 相手方が営業の廃止または解散の決議をしたとき
2. 前項のいずれかに該当したときは、解除された有責当事者は、相手方に対して有する金銭債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

## 第6条 責任の制限

NI+C は、請求原因に関わらず、いかなる場合にも、NI+C の責に帰することのできない事由から生じた損害、逸失利益、データ、プログラム等無体物の損害、第三者からの損害賠償請求に基づく損害(前条の場合を除きます。 )および現金等を取り扱う機械に関して生じた現金等の喪失・毀損については責任を負わないものとし、損害賠償の総額はお客様の損害の直接原因となった機械の契約金額を超えないものとします。

## 第7条 反社会的勢力の排除

1. お客様および NI+C は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自らまたは自らの役員等(取締役、執行役または監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号)、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義)、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力等」という。 )であること
  - (2) 自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること
  - (3) 自らの行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、または、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること
  - (4) 自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
  - (5) 本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、または反社会的勢力等の運営に資するものであること
2. お客様および NI+C は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
    - (1) 第 1 項に違反したとき
    - (2) 自らまたは第三者をして、相手方に対する①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③脅迫的言辞または暴力的行為、また、④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為、をしたとき
  3. NI+C は、本契約により NI+C が受託した業務の一部を第三者に再委託する契約(以下、「再委託契約」という。 )の相手方またはその役員が反社会的勢力等であることが判明したとき、再委託契約の履行が反社会的勢力等の活動を助長し、もしくは反社会的勢力等の運営に資することが判明したとき、または再委託契約の相手方が自らまたは第三者をして第 2 項第 2 号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約の解除その他の必要な措置を取らなければなりません。
  4. お客様は、NI+C が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
  5. お客様および NI+C は、第 2 項および前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとします。
  6. 別途、反社会的勢力の排除に関する契約を締結した場合には、当該契約書に定めた内容を優先します。

## 第8条 その他

1. お客様は、NI+C が所定のサービスのため適時かつ安全に作業を行うことが出来るようにします。NI+C は本契約のサービスで NI+C が指定する第三者により提供することがあります。
2. 機械には機械に付帯した保証のみが適用されます。NI+C は機械に対し、法律上の契約不適合責任(瑕疵担保責任)を含むいかなる責任も負いません。
3. 本契約における売買対象の機械は、お客様が自己のデータ処理の目的で購入するものとし、NI+C の事前同意がある場合を除き、転売目的とした購入はできません。
4. お客様が機械を本契約に代わり、リース会社とのリース契約に基づき使用する場合には、リース会社と NI+C との契約が正式に締結されること停止条件として、当該機械に関する本契約は解除されます。この場合であっても、本契約の定めは機械に関する諸条件として、第 2 条および第 3 条の定めを除き、解除後も存続して適用されるものとします。なお、本項の定めは、お客様とリース会社とのリース契約が解除された場合は適用されないものとし、本契約が引き続き有効に存続するものとします。
5. お客様は機械を輸出する場合、日本国政府および米国政府の必要な許認可を得るものとします。
6. お客様は、NI+C の書面による事前の同意がない限り、本契約に基づく契約上の地位および権利義務を譲渡もしくは移転することはできないものとします。
7. 本契約に関して疑義が生じた場合には、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。
8. 金銭支払債務を除き、天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、テロ、法令の改廃制定、公権力による処分・命令、ストライクその他の労働争議、輸送機関の規制・事故、債務履行地域におけるエビデック・バンデック、および、その他自らの責に帰し得ない事由による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行が生じた場合は、いずれの当事者も互いにその責任を負わないものとします。
9. 本契約に基づくいかなる請求権も、請求が可能となった時から 24 か月を経過した場合は、時効により消滅します。
10. 本契約について当事者間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。
11. 本契約が解約または終了した場合であっても、第 4 条「責任の制限」、第 7 条「反社会的勢力の排除」、第 8 条 5 項「輸出許可」、第 8 条 7 項「権利義務の譲渡」、第 8 条 9 項「消滅時効」、第 8 条 10 項「紛争の解決」は有効に存続します。
12. 本契約の解釈は日本国法に準拠します。